

運用指針

第2条①-イ

地権者、関係機関などへの提案及び協議

工事中道路の変更

(新東名高速道路 ハママツ 浜松いなさJCT ~ トヨタヒガシ 豊田東JCT)

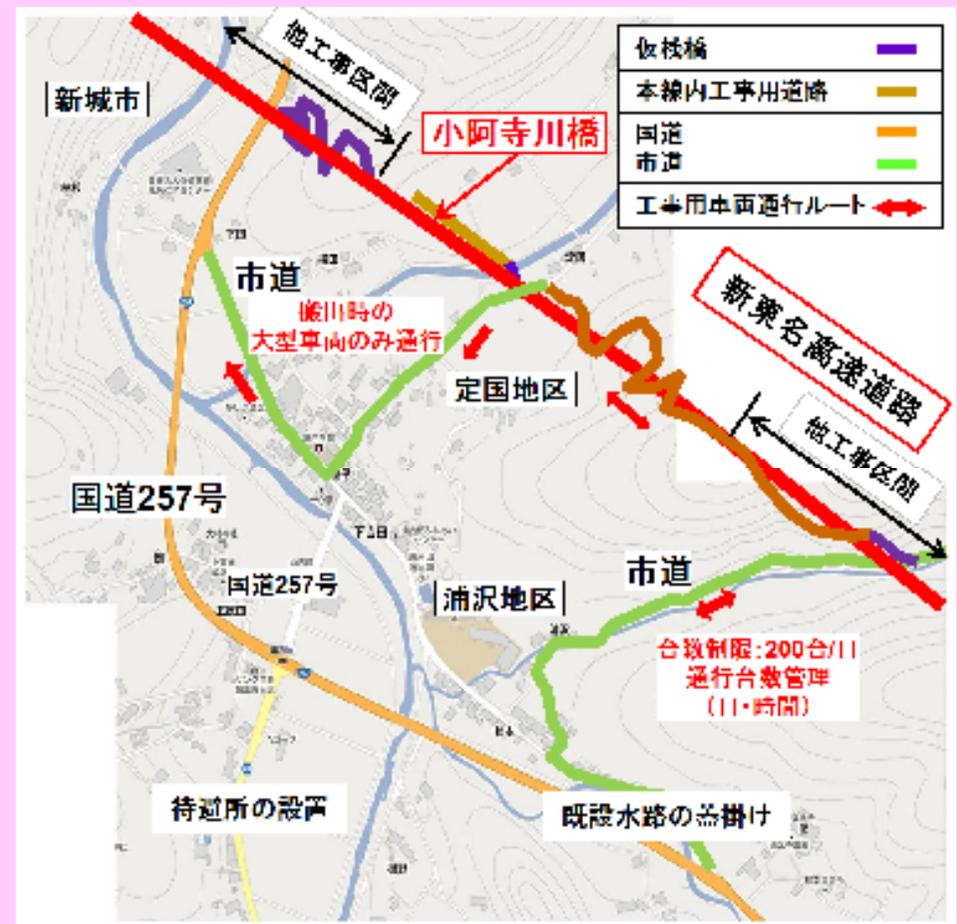
当初計画

- ・市道を工事用道路として使用しようとしたが、幅員が狭く、工事用車両の通行に対し地元住民の同意が得られなかった
- ・そのため、小阿寺川橋部への進入に際しては、**国道から直接進入する仮橋による工事用道路**を計画



経営努力による変更

- ・経済性を考え、**既存の市道を活用する工事用道路計画を検討**
- ・既存市道の拡幅や水路の蓋掛けなどを行い、更なる安全対策として空車のみ的一方通行とし、離合を最少化する計画を立案
- ・地元と協議を実施し、了解を得た



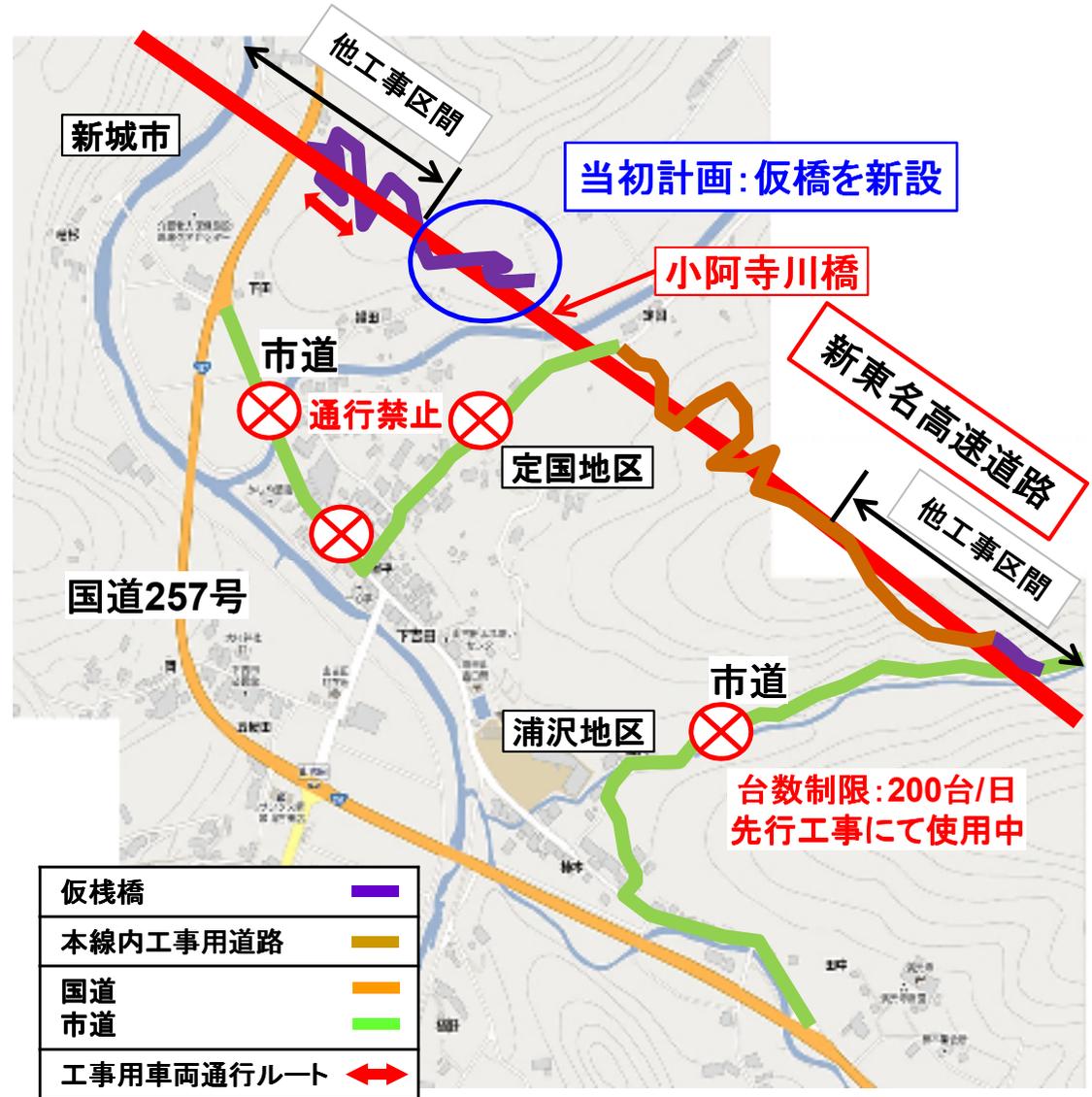
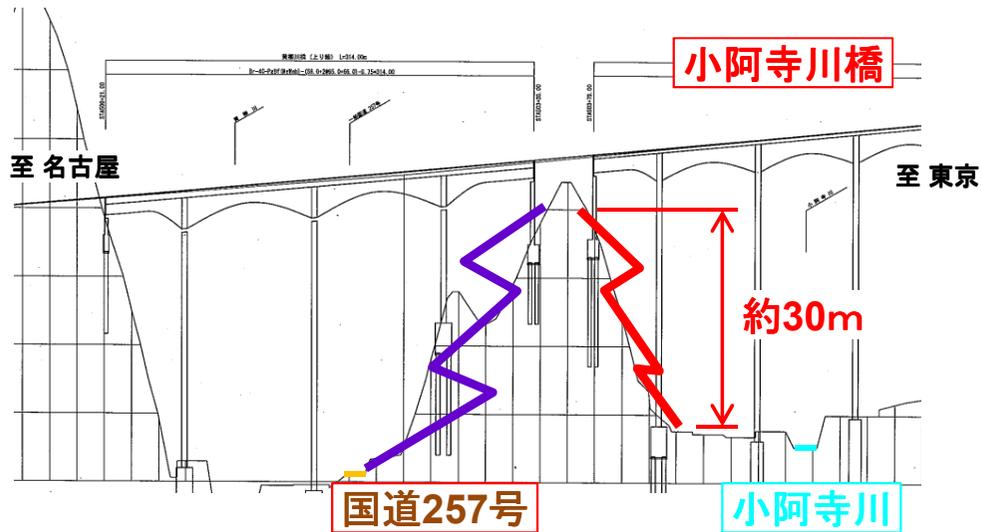
新東名高速道 浜松いなさJCT～豊田東JCTの路線概要



- ・新東名高速道路は、東京と名古屋を結ぶ延長約330kmの高速自動車国道
- ・わが国の大動脈である東名高速道路の抜本的な混雑解消や、ダブルネットワーク化による信頼性の向上、3大都市圏の連携強化として機能し、社会・経済活動の発展などに寄与する路線
- ・浜松いなさJCT～豊田東JCT(約55.2km)は、H26年度開通に向けてトンネルや橋梁はほぼ完成し、一部の切土工事を進めるとともに、トンネル内の舗装や諸設備工事を実施中

工事用道路の当初計画

- ・既設市道は地区の生活道路であり、幅員が狭く見通しが悪い箇所が多いこと、歩道が無いことから、工事用車両の通行に対し地元住民の同意が得られなかった
- ・小阿寺川橋部への進入に際しては、国道から直接進入する仮橋による工事用道路を計画



仮橋による工事用道路の見直しを検討

コスト削減を図るため、既設市道を改良し工事用道路として使用することを検討

①既設市道(定国地区)の改良

- ・既設市道の幅員狭小部に**待避所の設置**(4箇所)
- ・既設市道の幅員狭小部の**水路に蓋かけ**
- ・歩行者の安全対策のため**仮設歩道**を設置
- ・既設市道の橋梁について、大型車通行の安全性確保のため補修を実施

②定国地区、浦沢地区の車両進入計画の最適化

- ・台数制限のある浦沢地区も含めた**工事用車両の進入計画を検討**(定国地区・浦沢地区)
- ・定国地区については工事用資材等の搬出時の**空荷のみの一方通行**とし、地元車両及び工事用車両同士の離合を最少化させる安全対策を実施



協議に対する取組み

【取組内容】地元との協議を実施

- ・工事用車両が既設市道を通行する際の安全対策を説明
- ・工事車両の通行ルートを分散化し、定国地区の既設市道は**空車のみの一方通行**とすることを説明
- ・協議の結果、既設市道の通行について了解を得る
- ・また、既存市道通行の了解後も定期的な情報交換の場を設け、受注者にGPSによる大型車の速度管理を依頼するなど、より一層の安全対策を実施

【協議経緯】



年月

経緯(協議・現場作業等)

協定・設計

平成18年3月

協定締結(会社・機構)
工事用道路は仮橋で計画

平成21年6月～平成21年11月

既設市道の工事用道路使用について定国地区協議(5回)・浦沢地区協議(2回)

平成22年1月

工事用道路として既存市道の使用許可を得る

平成22年2月～平成23年3月

情報交換 定国地区(4回)・浦沢地区(4回)

地元と協議し同意を得て、工事用道路を変更したことは、
会社の主体的な提案及び協議によるものである。

運用指針第2条第1項第1号イに適合

《申請された会社の経営努力》

地元と協議し、既存市道を工事用道路として使用することにより、
工事用仮橋の設置を廃止し施工費を縮減

助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(抜粋)

第二条 経営努力要件適合性の認定基準

機構は、助成金交付申請をした高速道路会社の主体的かつ積極的な努力による次の各号に掲げる費用の縮減(適正な品質や管理水準を確保したものに限り)について、経営努力要件適合性の認定を行うものとする。

①次に掲げるいずれかにより、道路の計画、設計又は施工方法を変更したことによる費用の縮減。

イ. 地権者、関係機関などへの提案及び協議